第3回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会議事録

- 1. 日時 令和4年10月6日(木)午後2時~午後3時20分
- 2. 場所 船橋市役所 9階 第1会議室
- 3. 出席者
- (1)第1号委員 鏡諭委員(会長) 鈴木敦子委員 綱島照雄委員 德永幸生委員(副会長) 西尾真治委員
- (2) 第2号委員 土屋仁志委員 糟谷龍郎委員 菅井智美委員
- (3) 事務局 白土管理次長 谷内副主幹 坂尻三山園長 渡邊三山園事務長 馬場管理係長 木谷主任主事 岡田主事 伊藤弁護士 岡本弁護士
- (4) 関係市

船橋市高齢者福祉課:田中課長 八千代市長寿支援課:岡﨑課長 鎌ケ谷市高齢者支援課:根岸課長

- 4. 欠席委員 島本博幸委員
- 5. 傍聴者 0人
- 6. 日程
- (1) 事務局及び関係市からの説明
 - ① 日常生活自立度の推移について
 - ② 今後の措置入所件数の推移について
 - ③ 運営形態ごとのメリット・デメリットについて
- (2) 公設公営としての役割について
- (3) 三山園のあり方について
- (4) その他

7. 概要

(1) 事務局及び関係市からの説明 事務局より日程(1)①及び③を説明し、関係市より②を説明した。

(2) 公設公営としての役割について及び三山園のあり方について

民間施設と同様に介護保険制度上での運営のため、分賦金の負担がない運営が前提であり、また、関係市の施設ニーズを踏まえると廃止については検討しづらいため、今後は「指定管理者」及び「民営化」を中心に検討していくこととなった。

8. 経過

(鏡会長)

定刻となりましたので、ただいまより第3回特別養護老人ホーム三山園あり 方検討審議会を開催いたします。

本日の会議ですけれど、習志野市の島本委員より欠席届が提出されております。出席委員が過半数を超えていますので本会は成立として進めさせていただきます。

併せて本審議会は原則公開となっておりますので、本日は傍聴の方はまだお 見えになっていないようですが、原則公開となっておりますのでご了解いただ きたいと思います。事務局からの説明で、個人情報など非公開に該当する事項は ございますか。

(白十管理次長)

特にございません。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。それでは本日は公開として審議を進めますが、 説明をしている中で私会長の判断及び委員の方から、非公開にした方が良いと のご意見がございました場合は、会議に諮り、一部を非公開ということにしてい きたいと思います。

傍聴についてはいらっしゃらないということでよろしいでしょうか。

(傍聴者がいないことを確認)

また、事務局より、人事異動のご報告がありましたので事務局よりご紹介をお願い申し上げます。

(白十管理次長)

人事異動によりまして7月18日付け副管理者が辻副管理者から西水副管理 者へ交替いたしました。また、9月1日付けで三山園長が渡辺園長から坂尻園長 へと交替し、事務局に10月1日付けで副主幹として谷内が着任いたしました のでご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(鏡会長)

ありがとうございました。新たに着任された方々どうぞよろしくお願いいたします。前回の審議会においてお話がありました三山園職員からの意見につきましては、5件提出され、先日各委員に配布させていただいたところでございます。この職員からの意見も踏まえて、審議の方進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。はじめに日程1、資料説明となります。

- (1)(2)は前回の審議会の中での質問等になり、(3)については、私の方から事務局に資料作成を依頼したものであります。説明につきましては、(1)
- (3) は事務局が行い、(2) は関係市にてお願いいたします。

質疑については説明の都度行いたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは事務局より(1)日常生活自立度の推移についての説明をお願いします。

(白土管理次長)

それでは、資料1、第3回四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方 検討審議会説明資料をご覧ください。

1枚お開きいただき、この資料には前回の審議会においてご質問などがありました 1. 日常生活自立度の推移について 2. 今後の措置入所件数の推移について 3. 運営形態ごとのメリット・デメリットについて を記載しています。

まず、ご説明いたしますのは、1. 日常生活自立度の推移について になります。

(坂尻園長)

2ページをご覧ください。

日常生活自立度の推移についてをご説明させていただきます。日常生活自立度につきましては、平成18年4月3日改正の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の活用について」により、ランクIからM別の判定基準と見られる症状・行動例を記載しています。

3ページは、三山園における長期入所者の日常生活自立度の推移です。平成26年度から令和3年度の各年度末の状況ですが、ランクⅡの「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意してい

れば自立できる」以上の方の割合は90%前後で推移しています。また、ランク \mathbb{II} の「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする」以上の方の割合は60%前後で推移しており、目立って増えている状況ではありませんでした。ランク \mathbb{I} から \mathbb{II} を から \mathbb{II} もから \mathbb{II} は から \mathbb{II} は が多い状況です。

4ページは、厚生労働省が全国の特養から無作為に抽出した施設の令和元年 10月1日時点の認知症高齢者の日常生活自立度別入所者割合を調査した結果 です。

この調査結果の不明 20.3% を除く自立からMまでの各ランクの割合を三山園の定員 100 名に置き換えた場合の、各ランクの人数及び平均点数を見てみますと II からIVが大半を占め、平均点数は 3.0 でした。

前のページでの三山園の平均点数は2.7前後でしたので、数値的には三山園は調査結果の平均点数よりも低く、日常生活自立度が低いことが分かりました。 以上で、日常生活自立度の推移についての説明を終わります。

(鏡会長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたらお願いします。

この日常生活自立度は、認知症の日常生活自立度であって、各施設同様にこの 基準を用いて認知症の尺度としているところが多いと考えております。今ご説 明のとおり全国平均より若干認知症の度合いが低いというご報告がありました。 いかがでしょうか。

ご質問よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきたいと思います。 次に(2)今後の措置入所件数の推移について船橋市から順番に各市の皆様ご 説明をお願いします。なお、習志野市については、欠席のため事務局からご説明 をお願いしたいと思います。では、船橋市から順番にお願いいたします。

(十屋委員)

船橋市でございます。平成29年度から令和元年度につきましては、こちらには数字は書いていないですがそれぞれ29年度が7件、30年度が12件、令和元年度が11件ということで、令和2年度、3年度が目立って増えているという状況になっております。

これにつきましては、コロナの影響を受けてこのようになっていると考えております。例えば、外出を控えて家族みんなで家にいる時間が増えているとかそういった一緒にいる時間が増えた中でのことと考えております。ですので、今後

どうなるかということにつきましては、コロナがいつ収束するのかといった側面もあるかと思います。その後につきましては見込みを立てることがなかなか難しいという状況でございます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。続いてどうぞ。

(糟谷委員)

八千代市でございます。資料に基づいて説明させていただきますと平成30年度以降、新規措置入所者数は減少傾向にございますが、そういった状況の中で令和4年度も前年度と同程度と見込んでおります。一方で高齢化の加速に伴い、今後措置件数が増加する可能性があるものと見込んでおります。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。続いて鎌ケ谷市さんどうぞ。

(菅井委員)

鎌ケ谷市でございます。鎌ケ谷市において措置入所の件数につきましては、平成29年度から令和3年度までは毎年0から2件程度でしたが、令和4年8月現在は3名となっております。

今後の推計といたしましては、毎年2名程度を推定しております。高齢化も進みまして近年は身寄りのない方の措置入所が増えておりますが、市内にある特別養護老人ホームに依頼し、対応をいただいている場合もあります。

また、鎌ケ谷市の措置の対応につきましては、優先的に三山園に依頼している ものではなく、民間施設と同様の対応をさせていただいているところでござい ます。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。それでは、習志野市さんの説明をお願いします。

(白土管理次長)

習志野市さんの回答になります。高齢化の進行に伴い、独り暮らしの高齢者や 親族と疎遠の高齢者が増加傾向であり、認知症状等から在宅生活の維持が困難 となり、生命の危険を伴うような緊急に保護をする必要がある事案が増加して います。

施設との契約を適切に行うことができる親族等が存在しない事案は、増加し

ていくと想定されるため、措置入所者数の増加が見込まれます。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

私の方から改めて申し上げるまでもなくご存じかと思いますけれど、なぜこのような措置件数が問題になるかといいますと、独り暮らしであるとか家族と同居していても虐待や介護放棄とか、あるいは一時的な状態急変等によって緊急避難的に措置によって入所できるという従来の老人福祉法に基づく措置制度については、介護保険法の中でも用意されておりますので、そういう緊急避難的に対応する人というのは、公費によって整備されている三山園というのは比較的に一般のところより受けやすいのではないかという想定があったんですけども、民間とほとんど差異がないというご説明がありました。これらについていかがでしょうか。委員の皆様からご質問ありますか。はい、どうぞ徳永委員。

(德永委員)

はい、徳永です。先ほどの鎌ケ谷市さんのお話の中で「三山園に特別に依頼しているわけではなく、市内の施設と同様の対応をしている」というお話をいただいているかと思います。今回のテーマの中では三山園というものが措置入所に対してどのような役割を果たしているかという視点も必要であるかと思いますが、他の市、船橋市さんや八千代市さんは鎌ケ谷市さんと同様に三山園に優先的に入れていることがあるのか、市内の施設で対応が可能という考え方なのか、そういうところをお伺いしたいです。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。どうでしょうか、船橋市さん。

(土屋委員)

実際の措置状況を見ますと民間の施設に十分に受け入れはしていただいております。しかし、三山園さんの場合は、受け入れに前向きなところがありますので、担当者からは相談しやすいということはあるかと思います。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(糟谷委員)

八千代市でございます。八千代市につきましては、本日も資料③という形で添付があり、前回も同様のことを申し上げましたが、三山園さんに特別優先、あるいは依存という形ではなく、民間の事業者さんと同様にという形でこれまでもやってきましたし、今後についても同様の取り扱いをして参りたいと考えております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。徳永委員よろしいでしょうか。

(徳永委員)

ありがとうございました。

(鏡会長)

介護保険制度の前は、市町村が特別養護老人ホームを補助金等によって整備し、社会福祉法人にお願いしていたという経緯があります。その経緯の中でやむを得ない措置というものはいわゆる特養定員を超えて一時的な緊急避難で施設の方が受けいれるという仕組みになっていますから、緊急避難的に先ほど申し上げた虐待事例のような方を受け入れるということになりますが、必ずしも三山園のように公費が入る施設ではなく、一般の特別養護老人ホームでも同様な措置対応をしているというご報告であったかと思います。

はい、他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。次の(3)運営形態ごとのメリット・デメリットについて事務局よりご説明をお願いします。

(白土管理次長)

資料①の9ページをご覧ください。3. 運営形態ごとのメリット・デメリット について直営、指定管理者制度、民営化、廃止につきまして、それぞれ利用者目線、関係市目線からメリット・デメリットを挙げてみましたのでご説明させていただきます。

まず、直営についてです。メリットといたしましては、ご利用者様には、三山 園は従来型の施設のため多床室が多いことや、手数料などの徴収がないことな どから低廉な料金で入所することができます。ただし、財政状況を考慮いたしま すと、今後、手数料などについての見直しの検討が必要と考えます。

また、現在のケアが継続されるため、環境の変化が避けられること、協力病院である隣接します済生会習志野病院との連携による医療サービスを提供できること、施設入所を希望される方で民間施設に断られた際、次の選択肢としての役

割を担うことが挙げられます。

関係市には、一定の入所枠が現行どおり確保できること、措置入所の相談がしやすいこと、船橋市以外の関係市においては、市外の施設のため虐待などに対するシェルター的な役割があることが挙げられます。

直営のデメリットといたしましては、ご利用者様には、従来型の施設のため個室が少なくプライバシーの確保が難しいこと、限られた予算の中で職員配置が少なく、職員が業務に追われ、ゆとりが少ないため、手厚いケアが難しい状況ですが、財政状況を踏まえますと職員を増員することも困難な状況であることが挙げられます。

関係市には、立地上、八千代市と鎌ケ谷市の住民が短期入所や通所介護を利用することが難しいものの、分賦金の負担割合を長期入所者数などで決定しているため、ほとんど利用の無い短期入所、通所介護分についても分賦金の負担があること、関係市内の令和4年4月現在の65歳以上の人口約27万8千人に対し、三山園は特定の方のみが利用する施設であり、公金の利益を受けられる方の範囲が限定的であること、今後も、運営赤字補填や大規模改修などの費用を分賦金で負担する必要があり、運営赤字補填にかかる分賦金につきましては、人件費率が高く、事務経費の削減にも限界があることなどから、さらに増加する可能性があることが挙げられます。

次に、13ページからは指定管理者制度です。この制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の体育館、公園、図書館、高齢者施設などの施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度です。

14ページには、指定管理者制度の法的根拠を載せております。

15ページをご覧ください。指定管理者制度のメリットといたしまして、ご利用者様には、民間事業者などが持つネットワークを活用して、時代の流れとともに多様化する利用者のニーズや状況に合わせた柔軟なケアが可能になり、サービスの質の向上が期待できること、指定管理先の法人が病院や他の特養などの複数の施設を有していた場合には、利用者の選択肢を増やすことができること、職員配置の改善により、サービスの質の向上が期待できることが挙げられます。

関係市には、指定管理者との協定書などにより一定の入所枠を確保することが可能なこと、措置入所の相談がしやすいこと、経営ノウハウを有する指定管理者が運営することにより、直営と比較して運営赤字補填にかかる分賦金の圧縮が期待できることが挙げられます。

指定管理者のデメリットといたしまして、ご利用者様には、指定管理者制度が 数年間の期間を有する契約のため、運営主体が変更となり環境の変化が生じる 可能性があること、他施設の状況を踏まえますと利用者負担額が増額となる可能性が高いことが挙げられます。

関係市には、運営赤字補填にかかる分賦金の圧縮を期待できる一方で、今後の 大規模改修などの費用について分賦金で負担する必要があることが挙げられま す。

18ページは民営化です。メリットといたしまして、ご利用者様には、指定管理者制度と同様に民間事業者などが持つネットワークを活用して、時代の流れとともに多様化する利用者のニーズや状況に合わせた柔軟なケアが可能になり、サービスの質の向上が期待できること、民営化先の法人が病院や他の特養などの複数の施設を有していた場合には、利用者の選択肢を増やすことができること、職員配置の改善により、サービスの質の向上が期待できること。環境面では指定管理者制度とは異なり、数年間の期間を有する契約ではないため、安定的な環境の維持が期待できることが挙げられます。

関係市には、運営赤字補填、大規模改修などの費用負担にかかる分賦金の負担が無くなること、土地を有償貸付または売却する場合には、四市複合事務組合の収入となることが挙げられます。

民営化のデメリットといたしましては、ご利用者様には、他施設の状況を踏ま えますと利用者負担額が増額となる可能性が高いことが挙げられます。

関係市には、関係市の入所枠を設けることが困難となることが想定されること、建物を売却する場合には、三山園建替え時の補助金について返還が必要となることが挙げられます。

21ページは廃止についてです。メリットといたしまして、ご利用者様には、特に挙げられません。

関係市には、運営赤字補填、大規模改修などの費用にかかる分賦金の負担が無くなることが挙げられます。

廃止のデメリットといたしまして、ご利用者様には、新規受け入れ先を探す必要があり、他施設の状況を踏まえますと利用者負担額が増額となる可能性が高いこと、移転による環境の変化が生じることが挙げられます。

関係市には、次期高齢者福祉等計画の施設整備数に影響が出ること、三山園建替え時の補助金について返還が必要になることが挙げられます。

以上で、運営形態ごとのメリット・デメリットについての説明を終わります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。事務局からのご説明ですが、この件に関しま して委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

はい、綱島委員。

(綱島委員)

直営の時の済生会病院さんとのことがメリットということでありましたけれ ど、特養をやっていると提携病院というのはとても大きな話だと思うのですが、 済生会病院さんが隣に立地しているということで、今後直営でなくなった場合 には、どのような感じになるのか分かる範囲で教えていただければと思います。

(鏡会長)

事務局の方、お願いします。

(白土管理次長)

管理次長です。委員の皆様には6月に三山園の施設見学をしていただきましたが、済生会習志野病院につきましては、三山園と隣接しており、三山園から直接済生会に行くことができる連絡通路を設置していただいているなどの便宜を図っていただいております。

そのため、週3回の回診や利用者の病気や怪我などの緊急時の対応も迅速に していただいているところであります。

今後、直営で継続する場合につきましては、事務局としては、引き続き済生会習志野病院を協力病院としてお願いしたいところではありますが、指定管理や民営化となった場合には、指定管理先、民営化先の事業者と済生会との協議になると考えております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。これは三山園側から見てそういうメリット・ デメリット等があることですが、いかがでしょうか。綱島委員。

(綱島委員)

今と同じ契約、週に3日来ていただくという契約どおりやるのはなかなか難 しいのではないかという気はするんですけれど、済生会さんが前向きに取り組 んでいただけるというのではあればよいのかなと思います。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。その件に関してどうなんでしょうね。では、 事務局お願いします。

(白十管理次長)

私どもの方から済生会さんにお願いすることはなかなか難しいことかと思い

ますが、できる限り助言はしたいと思います。

(鏡会長)

今の医療との関係では、介護保険というのは当然介護が主要なんですけれども、その入所している方の中には医療を必要とする方もいらっしゃる。その受け皿に済生会がなっていただいているという事実は大変重要かと思います。今後の運営で医療に限らずもう少し強い関与をしていただくということが、将来あるんであれば選択肢の一つとして広がっていくのではないかなと。ただそこは可能性を探ってみないとわからないというところなので、できるならば、感触を伺うぐらいのことはあってもいいのかなと思うのですけど。いかがでしょうかね。

引き続き強い関与を期待できるかどうかというのは、相手先のことなのでわからないので、お話を伺うということも一つあるかなと思っています。

他に委員の皆さん何かありますか。はいどうぞ、徳永委員。

(德永委員)

徳永です。直営のデメリット、利用者のところの「限られた予算の中で職員配置が少なく職員が業務に追われゆとりがないため手厚いケアが難しい」というところについて、今回三山園の職員の皆さんからでてきた意見の中で「三山園のあり方について」という表題がある3つの中で真ん中あたりに、「安定した介護サービスを提供する、利用者と職員の安心と安全を担保するためにも公設公営を継続し」というところがちょっと違うことを言っているようにも思えます。

それが、私の理解が足りないところなのか、それとも立場による意見の違いなのかというところで、事務局としてこれをデメリットとして挙げた理由について詳しくお話しいただけたらと思います。

(白土管理次長)

管理次長です。限られた予算の中で職員配置が少ないといったところは、前回の審議会の中でもありましたが、人件費比率が非常に高く、一人ずつの支給が高いというところもありまして、より多くの職員を配置できないと。民間の施設ですと、利用者2名に対し職員を1名配置できていると。それに対し、三山園の場合ですと予算措置としましても、利用者様2.5人に対し職員1名の配置しかできないという状況から職員配置が少ないとさせていただいているところです。

(鏡会長)

はい、よろしいですか。ありがとうございます。

特養の一般的な基準からすれば1対3なんで、職員1人で3人見られるという原理原則なんだけど、今の中身ですね、特に認知症の人が多かったり、あるいは手のかかる高齢者の方たち、年齢が上がればそういうことがありますけれども、それで大体平均2くらいなんだろうという話なのですが、さらに言えば限りなく1に近い状況で運営される特別養護老人ホームも散見されるわけですね。そう考えると職員は必ずしも十分ではないと。十分な職員ではない中で、業務を行うと負荷がかかるという悪循環があるのかなと。

はい、他にご意見いかがでしょう。

ちょっと私の方で一点伺いたいんですけど、民営化のデメリットで、メリットのところにも書いてあるんですけど、土地の有償貸与又は売却する場合には四市複合事務組合の収入になると、売却すればそうでしょうけれども。その関係でデメリットのところに建物を売却する場合には三山園建替え時の補助金について返還が必要になると書いてありますが、売却とかそこに売却価格がのってくるとなれば、ある意味での収入にもなってくるので、それが補助金の返還に影響するという表記だと思いますけれども、これ無償貸与の場合どうなるんでしょう。定期借地権付けて、例えば20年とか、25年、50年とかつけて、特別養護老人ホームの役割を維持するということで、民間に無償貸与した場合には、補助金の返還は発生するんですか。

(白土管理次長)

管理次長です。まず、民営化の関係市におけるメリットの土地を有償貸付または売却をすると四市複合事務組合の収入になるというところにつきましては、 三山園の敷地が組合所有であり、売却した場合の収入になるというところでございます。

また、デメリットの方で建物を売却した場合、建替え時の補助金をいただいておりますが、こちらの返還が必要だと。これにつきまして、6億円以上で売却等ができた場合は、補助金の返還額に充当できるかと思いますが、これを下回る売却の場合は、余計に赤字になってしまいますので、無償貸付の方がいいのかなと思います。先ほど会長がおっしゃられました、特養を続けるという条件での無償の貸付ということですと、補助金の返還はしなくていいと聞いております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。選択肢としては売却だけではなくて無償の貸付 もあるんだということですね。他にいかがでしょうか。

はいどうぞ、鈴木委員。

(鈴木委員)

鈴木です。メリットとデメリットをご提示いただいたんですけど、これは三山園の赤字が継続することを前提として書かれているように考えます。三山園にお邪魔しまして、広いロビーと廊下、また、従来型の多床室といえどもユニットタイプに近いくらいの部屋の大きさと感じまして、構造的に赤字が生じてしまうような印象を受けました。事務局に質問なんですけれども、赤字の打開策というのは何か考えられるようなものをお持ちでしょうか。お願いいたします。

(鏡会長)

はい、事務局。

(白十管理次長)

管理次長です。建物をいじるということは難しいかと思います。財政赤字を解消するためには、歳入の増収、もしくは経常経費の削減が必要になると考えますが、歳入の増収につきましては、三山園の現状の利用状況を踏まえるとこれ以上利用率を向上させるのは困難かと思っております。介護報酬の新たな加算の取得や、様々な手数料の利用者負担の増につきましても検討を要すると考えておりますが、抜本的な歳入の改善とはならないと考えております。

このことから、経常経費の削減が必要不可欠と考えますが、経常経費につきましては職員の意見にもありました、細かい部分のコスト削減をする余地はあるものの、こちらも抜本的な改善には繋がらないと考えております。歳出の7割を占めます人件費の削減につきましては、手当などの見直しによる大幅な削減は難しく、一時的な改善は見込まれますが、将来的には赤字になることが見込まれます。現在、三山園長を事務局から派遣しておりますが、本来は三山園採用職員を登用すべきであり、園長の人件費を三山園経費で賄うこととなりますと、さらに赤字が膨らむこととなると思っております。

いずれにしましても、赤字補填については分賦金として関係市に負担いただくこととなっており、将来的には大規模改修などの費用につきましても負担いただくことなることが見込まれております。事務局としましても赤字打開の改善策は難しいと考えております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。今の運営上の問題等ですね、そもそも特別養護老人ホームは介護老人福祉施設という介護保険上の施設になり、介護報酬と利用者の自己負担等により収入を得て必要な給付を提供していくという制度ですが、そこには公的な資金等は入る余地はない、ということになるわけです。今

のお話だとかなり厳しい状況であると思います。数字から見てもあり方検討審議会を開いた理由でもありますけれど、なかなか黒字化の中で運営できていないという現状を踏まえての鈴木委員からのご質問であったと思いますが、それを受けて現状では赤字を解消するような手立てはないということになりますと、本来あってはならない分賦金をさらに継続的に投入するということであるとか、今後予定されるであろう大規模修繕についてのさらに大きな赤字を補填するということになってくる。こういう状況の時、綱島委員は民間の施設を経営されていますがどうですかね。経営している立場ですとどのようなご意見をお持ちですか。

(綱島委員)

実際に人件費が一番大きいことなのかなという気はするんですが、ただこれはもうどうしようもないことで、触るには人が変わるか規程を変えるしかないと思うんですけれど。ただ、先日見学させていただいて感じたのは、本当に立派な施設なんですけれど、余裕があって素晴らしい施設がゆえに少し変えたりして事業そのものを少し動かすと何か違った収入が出てくるかなと思うんですが。今のままでやってますと、経費だけでなく歳入もほとんど同じだとするとなかなか難しいというふうに感じています。

(鏡会長)

特養を経営している立場からしてなにか改善できそうな余地はあるのでしょうか。

(綱島委員)

例えば、この前見たときにはデイサービスが地域密着型の12人定員かなにかでしたよね。その隣にリハビリのところをあの広さを12人定員だけで使うっていうこと自体が非常にもったいないのかなと感じたりもしました。あそことその前のステージみたいなところありましたよね、お祭りなんかで使う。そこも利用したらもう少しいろいろ考えられることがあるのかなと思うのですが。ただそれには、資本投下が必要なのかなという気はするのでそういうのを考えるとなかなか難しいのかなと思います。民間とするとそれくらいのことをやらないとなかなか黒字化には難しいのかなという気がします。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。すでに次の議題に入っているところでもある んですが、日程(2)の公設公営としての役割についての議論で今回資料として、 前回の審議会で使用した「特別養護老人ホーム三山園に対する関係市のニーズ等について」を配布しております。この内容も踏まえてですね、委員からご意見をいただきたいと思っております。何回も繰り返して恐縮なんですが、特別養護老人ホームはいわゆる介護報酬とか自己負担等を用いて運営するというのが原則で、先ほど綱島委員の方からはこれまで民間の事業をおやりになっていた経験からして、改善の余地はあるのではないかみたいなお話がありましたけれど、次長の方からはそうとう厳しい状況で人件費も下げられないし、経常経費の削減も厳しいというような状況でなかなか新たな手が見出せないというようなお話があったと思います。

いかがでしょうか。この中で三山園はどうしたらいいのか。どういう方向性を持っていくべきかということです。先ほども直営を継続するとか、あるいは民営化するとか、指定管理者にするとか、廃止するとかという選択肢も具体的にお示ししながらの議論なんで、各委員のご判断で思ってることをおっしゃっていただければ、いかがでしょうか。

(意見なし)

(鏡会長)

もう1つ綱島委員にお伺いしたいのですが、今の三山園の状況の中で運営がなかなか厳しいというようなことが事務局サイドからお話があった。その中で綱島委員の目から見て対応すべき策があるのではないかという話もあったのですが、現実に例えばどこかの法人さんであるとか、あるいは医療系の所がそれを引き取って継続するっていう可能性というのは、綱島委員の目から見ていかがでしょうか。

(綱島委員)

今のまま引き受けろというとなかなか難しい面があると思います。ちょっとお聞きしたいこともあって、さっきのデメリットのところに6億円というお話がありましたよね、民間にしたら6億円払う。ただ、無償貸与したらそれがなくなる。結局でも6億円というのは補助金ですからいつかは返すんですよね。返さなくていいんですか。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(白土管理次長)

管理次長です。補助金6億円の返還のことなんですが、国、県からの補助金をいただいて、50年間の施設運営をすることが条件となっております。そのため今ここで有償にて手放した際というのは、残りの期間分を返還するということでの約6億円という数字になっております。

(鏡会長)

トータルで6億円だから今何年くらい経ってるんでしたっけ。

(白土管理次長)

今でおおよそ20年。

(鏡会長)

20年。残り30年ってことですね。

(白土管理次長)

はい。その分で6億円です。

(綱島委員)

新しく運営する法人は、その6億円をいくらか毎年乗っけてこられる。そういう形ですとさらにまた大変だと。そういうのがあると難しいかなと。

それから今の建物そのものですと、この前見た時にすぐに大規模改修があると。それも非常にネックになるのかとすごく感じました。その時に話を聞いた時にちょうどそれも6億円くらいの大規模改修の費用がかかるのかなとちらっと出ていたんですけれど、そうするとそれをどこが出すのかというのも難しいのかなと考えて、今度それで指定管理になりますとかなり普通の民間法人の運営とは違った縛りが公設ですからあると思うんですけれど。そうするとなかなか思い切った手が打てないのかなと思うと、難しいところもかなりあるのかなと思います。どういう条件で出すのかによって、引き受け手があるのかないのかということも考えられるのかなと感じました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。6億円の補助金がある意味の負債だとすると、 それをそのまま民間に投げるのあれば、なかなかそれを受け取らないのではな いかというようなお話だと思います。そうすると指定管理者とか民営化をする ということになると、ある程度条件を付けていかざるを得ないかもしれません ね。6億円の一時的な費用ですけれど、民営化するにあたっての補助金の解消であるとか、それを公的な資金で負担をし、その後は分賦金等が発生しないという。血を流さないとならないところもあるのかなというような思いが、ちょっと具体的な詰めた話になると思うんですけれど。どのくらいの負担をどういう形でだれがしていくのかというシミュレーションが必要になってくるのではないのかなと。このまま直営でやるとどのくらいの赤字が将来発生するのか、先ほどの大規模修繕を含めて各市が継続的に公的な負担を分賦金として出していくということになるのか。それともそれぞれの形態にした場合に、一時的には費用がかかるけれどその後は費用負担が無くなるという、そういうシミュレーションが必要になってくるのではないのかなと思います。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(西尾委員)

まさにそういったシミュレーションが必要だなと感じていまして、特にポイントになるのが先ほど綱島委員からもありましたけれど、大規模改修の経費については、民営化するにしても公的な方で大規模改修をした上で民営化しないと受けてくれる民間がいるかというと厳しくなってくるのではないかと思いますので、そこは見ていく必要があるかなと思います。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 はいどうぞ、土屋委員。

(土屋委員)

先ほどお話に出ていました補助金の返還につきましては、私も細かいところまでは覚えていないんですけれど、たしか建築してからの年数であるとかそういった要件はあったかと思いますが、無償譲渡の場合は、返さなくていいような場合があったように思いますのでそれを次回までに確認してもらって。私の思い違いかもしれませんので一応確認はしていただいて。

(鏡会長)

はいどうぞ。

(白十管理次長)

管理次長です。無償譲渡をした場合は、たしかに返還をしなくてもいいのですが、債務としまして特養を続けると。今回ですと20年間経ってまして、残り3

0年間特養を続けていただくという債務を負うことで返還がないという形だと 思っております。

(鏡会長)

今そのように理解しているということですよね。だけどちょっとそこは調べていただけますか。

(白土管理次長)

はい、では次回に。

(鏡会長)

はい、そうですね。他にいかがでしょうか。 はいどうぞ、徳永委員。

(德永委員)

徳永です。三山園自体のシミュレーションはぜひお願いしたいところではありますが、第2回でお話しいただいた公立特別養護老人ホームの運営形態の推移の中で10カ所くらい指定管理になった事案や民営化された事案、直営のまま事案などの具体的な内容を調査することでなにか参考になることがあればと思いますので、そこについて民営化されたという結論だけでなく中身についても調査結果をお伺いしたいと考えています。職員の皆様から今回意見いただいていますが、指定管理や民営化に変わった時に職員の方の立場とかそういったものがどうなったかというところも含めて、各事案できる範囲での調査をお願いできればと思います。基本的には当時こうなりましたという調査になると思うのですが、現在民営化された結果を含めての調査ができるのであればありがたいです。公設から民営化になることで危惧された点が民営化されて数年が経った現在その点がどうなったか、そこまでできるのあればありがたいと思います。

(鏡会長)

はい、お願いします。

(白土管理次長)

管理次長です。直営から民営化になった事例、直営から指定管理、指定管理から民営化になった事例を調査させていただきます。また、その中で実際に懸念されていた課題であったりとか、その辺を深く聞き取りができましたら次回ご報

告させていただきたいと思います。

前回もご説明したのですが千葉県内の施設ですと、勝浦市が指定管理になっておりましたが、指定管理から民営化になった事例、大多喜町が今年度に事業を廃止して新たに民間の施設が来年度から運営するというところもありますので、そこを中心に確認していきたいと思います。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それからちょっと確認なんですけど、資料③のところで今の特別養護老人ホームの待機者数って①にありますよね。今言われているのは、特別養護老人ホームは結構数が足りてきて、従来は個室が比較的余っていて、多床室の場合にはまだ待ちがあるという話だったけれども、これは各市においてもこのくらいの人数が未だに待ちがあるという判断でよろしいですか。要は、特別養護老人ホームはまだニーズがあるというお考えなんでしょうか。

(土屋委員)

今正確な数字は持っていませんけれど、船橋市の待機者は4~500人はいるような状況だと思われます。ただそれが多床室なのか個室なのかというのは分かりかねます。

(鏡会長)

八千代市さんは。

(糟谷委員)

八千代市におきましても正確な数は今は手元にないんですが、待機者数がいるかいないかという話になりますと、それ相当な待機者数がいるという認識でおります。

(鏡会長)

鎌ケ谷市さんは。

(菅井委員)

鎌ケ谷も同じように約200人程度の待機者の方がいらっしゃいます。

(鏡会長)

はい、わかりました。特別養護老人ホームにいろいろな議論がありますけれど

も、飽和状態なんだという議論もありますが、ある程度は需要があるんだし、介護保険の制度の中にも位置付いているものなので、引き続きこれについては、施設の維持というんでしょうか、もちろん新設も含めて対応を図っていくというのが各市の考え方かなと。そういう中だと、廃止というのはなかなか見出し辛いのかなと思ったところです。

それから、あとは前回ですね、職員の方のご意見を伺うということで資料にいくつかまとめさせていただいたものがありますが、資料②ですかね、「今後の三山園のあるべき姿」ということで、職員の皆様がどのようなお考えを持っているのかというものをまとめさせていただいております。私もざっと読んでみたんですけれども、いわゆる一般の特養と特段の差異は感じられなかったというのが正直なところです。公設施設であるから特別に様々な配慮をしている、例えば医療行為について特養で許される範囲を超えて何かをやっているというような、あるいはやむを得ない措置に対応するというようなところは既に議論していただきました。そういうことはなかなか見受けられずに、一部の人からは改善すべきポイントというところが具体的にお示しされたところがありますけれども。コピーであるとか、あるいは看護職員の業務の待遇であるとか、内容的に言うと、ちょっと本来の姿から逸脱しているようなところも表現としてはあって、取り扱いには注意した方がいいようなところもありますが、総じて特別養護老人ホームが課せられている社会的な役割というのを、一般でも三山園でも同様にお持ちなんだなというところを確認したところであります。

そういう中で、公設公営としての役割、あるいは今後の対応ということになってきますけれども、公設公営としての役割は現状の民間施設に入所を断られた方の積極的な受け入れであるとか、虐待ややむを得ない措置というのが求められているんだろうけれども、これもなかなか公設だからということを強調しにくいかなという状況があります。

それから、役割を担う条件として分賦金に頼らない自立運営というのは最低 条件な必要性だと思うんですね。介護報酬と利用者負担によって施設の運営が 賄えられると。そこに公的な資金を投入するというのは、やはり施設としては十 分ではない、運営上も大きな課題があると言わざるを得ないんじゃないかなと いうことになります。したがって、自立運営ができるということが前提になると いうところで、まとめられるんじゃないかなというように思います。いかがでし ょうか。

今申しあげたような形を議事録の方に載せていきたいと思いますがよろしい でしょうか。

(一同頷く)

はい、ありがとうございました。

次に、日程(3)三山園のあり方ということですが、特に公設公営の役割を踏まえて、直営の是非等のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

このままの運営形態で先ほど来お話ありますとおり黒字化というのが難しい 状況なんですが、もし仮に三山園を直営で維持するということであるならば、や はり黒字化というのは最低条件ではないでしょうか。黒字であるというならば それぞれの分賦金も発生しませんし、他の民間でやっているような特別養護老 人ホームと同じような位置付けになってきますから、特段あり方に対して問わ れる必要はないということで、そこはまず前提条件かなということであります が、いかがでしょうか。

(一同頷く)

それから、次に指定管理者についてですが、これについてご意見があればお願いします。

(意見なし)

先ほど徳永委員から指定管理者について民間の事例がどのようなものがあるのか、そのときの処遇を含めてというお話がありましたので、事務局がまとめていただきたいと思いますが、これまで勝浦市が指定管理者から民営化になったとかですね、あるいは運営経費の中で大規模修繕等の発生というのは妨げられないということも含めて考えれば、これについても財政的な運営というのが一番課題になるのかなという、赤字化の解消ですね。

それから、直営については各市の分賦金が発生しないということが前提になるんじゃないかなと思いますね。ということで、意見として議事録に載せていきたいなと思います。いかがでしょうか。

(一同額く)

それから次に民営化、民間譲渡についての考え方ですが、民間譲渡については、 基本的に先ほどありましたとおり補助金の扱いについてどうなるか、つまり6 億円というのが負債として民間にそのまま移行するのか、あるいはどの程度4 市で対応するのかということですね。例えば6億円を4市の人数割で割り戻して一時的な公的資金を使うのかというようなことが考えられるかなと思います。 それから、条件としてはそれを何年継続するのか、また、そもそも受け皿があるのかどうかということになりますけれどね。それについての打診というのも必要になってくるかなと思います。

というような方向でまとめていきたいと思いますがいかがでしょうか。はい、どうぞ

(綱島委員)

ここでの議論ではないのかもしれないですけど、職員さんの意見を見ても安定した職場を作ってくれというのがあるんですけど、職員さんは公務員ということになるんですかね。それで民間に変わるとなったときには、職員さんはそのまま関係市に行くんですか、それとも組合に残るんですか、その処遇というのはどうなるのかなと。確かに最近介護士さんや看護師さんを採用するのも結構大変なんですけど、実際にどういうふうに動くのかなと。三山園のあり方とは違うのかもしれませんけど、その辺が気になります。

(鏡会長)

綱島委員のご意見にもあるとおり、職員処遇とか具体的な話になってきますよね。それはおそらく事務方で対応していただく話になるとは思いますけれど。とはいえ、委員さんからのご質問ということで、いかがでしょうか。

(白土管理次長)

職員の身分というお話なんですが、三山園を直営しておりますと当然公務員という形であります。運営形態が指定管理や民営化になりました場合には、公務員という立場はなくなると考えております。指定管理先、民営化先の手を挙げていただいた事業所の方にはなるべく声をかけていただくというのはお願いしていきたいと個人的には考えています。

(鏡会長)

よろしいですか。私もかつて自治体職員をやっていたことがありまして、その中で介護保険制度ができる2000年の前に、自治体でデイサービスセンターとか直営のホームヘルパー等を抱えていたんですが、それが制度によって自治体としての事業継続がなくなるというときに、いくつかの条件を出して、老人憩の家みたいな職員になるのか、あるいは介護支援事業所を一時的に持っていたものがあって、そこに移行するか、いくつかの選択肢を出したんですね。おそら

くそういうことを具体的に進めていくのだと思います。その時の条件というのは、公務員としての雇用継続を望むのか、あるいは仮に新たな民間事業者にお願いしたとした場合にその民間での雇用継続を望むのか、それとも自分で選択するのか、ということを様々な条件の中で詰めていくようになるんですね。おそらくそこは、事務方できちんと詰めていくような流れになるのかなと。ただ、施設の形態としては民間になれば、おそらくそこにおられる方が当然公務員ではなくなるとは思います。ですからそこから先、あり方審議会で方針を決めた後、具体的な詰めというのをおそらく事務方でやっていただくというようなことになり、大変そこは厳しい話をしなければいけない世界だろうなということが予測されますけれども。それも含めて今後のあり方について検討を進めていきたいと思います。

今、指定管理者、民営化のお話をしたんですが、廃止というのは基本的にこれまでの流れでいえば、いわゆる施設ニーズは4市の状況をみるとそれなりにあるということを考えると、これを無くすという方向はなかなか取りづらいと思います。併せて現在入っている人の次の入所先を新たに見つけるとかそういう具体的なところになってくるということになりますので、そういうのも含め、検討の材料としていくと。これに対して、皆さんご意見等ありますか。

(意見なし)

というようなことからすれば、選択肢としては指定管理とか、あるいは民営化というのが議論の中心になってくるのかなと。おそらく廃止とか直営というのはなかなか難しいのではないかと思うところで、次回以降で民営化のあり方とか、先ほどシミュレーションを出していただいた中で具体的な数字や役割の検討の中で議論を進められるかなと思いますが、いかがでしょうか。

(一同頷く)

はい、それでは指定管理者、あるいは民営化ということを前提で検討を進めていきたいと思っております。

次回の資料として、他の自治体の特別養護老人ホームにおける指定管理者制度及び民営化の状況ですね。特に今後の三山園のあり方の財政的なシミュレーション等を含めて作成をお願いしたいなと。他市の指定管理者、民営化の状況。それから三山園の財政状況ですね、今後のシミュレーション、先ほど言ったように民営化する場合の補助金の扱いであるとか、大規模修繕の扱いとか。それから無償譲渡は補助金の返還がないのではないかとか含めて。

よろしいですか。はい、ありがとうございました。特に、ご意見なければそのように進めたいと思います。

次に日程(4)その他。委員の皆様、あるいは事務局から何かございませんか。 よろしいですか。はい、ありがとうございます。次回の日程って決まってまし たっけ。

(白土管理次長)

11月22日になります。

(鏡会長)

11月22日で14時から15時30分までの予定ですね。場所はここですかね。

(白土管理次長)

本日と同じ船橋市役所9階第1会議室です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。以上で全体の議論は終了しますが、なにか委員または事務局からありますか。

よろしいですか、それでは第3回三山園あり方検討審議会を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。